

「産業廃棄物適正処理管理士」登録のための提出課題

■この課題に関して

この課題は、第1回～第6回の産業廃棄物適正管理能力検定に合格された方が、「産業廃棄物適正処理管理士」に登録するにあたり、アップデートセミナーを受講した証として提出が必要となるものです。

■課題の提出方法に関して

・アップデートセミナーを会場受講した場合

アップデートセミナーを会場で受講した場合は、会場におります事務局にご提出ください。

・アップデートセミナーを動画視聴で受講した場合

アップデートセミナーを動画視聴で受講した場合は、課題3問の解答をメールに記載の上、info@cersi.jpまで送付してください(5/10 締切)。その際、メールのタイトルは「提出課題」とし、本文に氏名と問題の解答をご記入ください。

----- 以下提出課題 -----

氏名	
----	--

第1問 以下の文章の内容が正しい場合には1を、誤っている場合には2を解答欄に記入しなさい。

電子 manifests の登録期間は、産業廃棄物を引き渡した日から3日以内とされるが、平成31年度からは、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律で定める休及び12月29日～1月3日は含まれないこととなった。

第2問 次の文章の()の部分に当てはまる用語について最も適当なものを1～4から選び、解答欄に記入しなさい。

平成29年に公布された法改正によって、平成32年度から、前々年度の(a)の発生量が年間50トン以上の事業場については、電子 manifests が義務化されることになった。義務化となる事業場を有する法人の、他の(a)の発生量が年間50トンに満たない事業場については、義務化の(b)であり、また、義務化となる事業場から排出される特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物については(b)となる。

1. (a) 特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く) (b) 対象外
2. (a) 特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く) (b) 対象
3. (a) 特別管理産業廃棄物 (b) 対象外
4. (a) 特別管理産業廃棄物 (b) 対象

第3問 次の問いについて解答を1～4から選び、解答欄に記入しなさい。

水銀使用製品産業廃棄物の処理について不適切なものは次のうちどれか。

1. 水銀使用製品産業廃棄物と、水銀を含まない同性状の廃棄物が混在する場合、総体として水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うことが出来る
2. 水銀使用製品産業廃棄物となる蛍光灯が組み込まれた機器は、機器全体として水銀使用製品産業廃棄物には該当する
3. 水銀使用製品産業廃棄物を処理委託する際に交付する manifests には、水銀使用製品産業廃棄物である旨を明記する
4. 産業廃棄物処理業許可証において水銀使用製品産業廃棄物を取り扱うことが出来るか否かは、平成30年7月の時点で必ずしも明記されない